

日本における看護婦養成史上の観点からみた 明治20年代の看護婦養成の意義

平 尾 真智子¹⁾

要 旨

わが国の看護婦養成は115年の歴史をもつ。このうちの明治期は先駆的な看護婦養成が行われた明治10年代と伝染病などで全国に短期養成が拡大する明治30年代については研究が行われているが、明治20年代に関する研究は行われていないことから、この時代の看護婦養成に関する資料をもとに研究を行った。

その結果、明治20年代には日本赤十字社をはじめ、医科大学や、公立病院、私立病院、派出看護婦会や大日本私立衛生会、仏教系が看護婦養成を行っていた。そのなかで日本赤十字社は戦時救護を目的に設立され、日清戦争を契機として支部養成を拡大し、組織的な養成を確立していく時期にあった。また医療は私立病院主体に行うという国の路線が打ち出されるとともに、地方では伝染病対策としての短期養成が開始されていく時期であった。看護婦養成史上の観点からみた明治20年代の養成は、戦前の日本赤十字社を中心とした日本型の看護婦養成の基礎が築かれた時代であった。

キーワード：看護史、看護教育史

1. 序

本稿は近代看護婦養成史研究の一環として、明治20年代の看護婦養成の意義について、養成施設の開設状況の実態の分析から考察を加えるものである。近代的な看護婦の養成は明治18年に開始され、今日にいたるまで115年の歴史を有しているが、看護婦養成史に関する研究は看護史や教育学の一部として取り上げられることはあっても¹⁾、教育史研究の分野では、女子教育史、女子職業教育史、技術教育史、職業教育史においてもほとんど取り上げられることはなかった²⁾。その理由として戦前は養成の管轄官庁が文部省ではなく、内務省（のち厚生省）であったこと、養成所のほとんどが各種学校のため、いわゆる文部省系の「学校」扱いとならなかったことが大きい。

看護婦養成史は看護制度と密接に関連していることから便宜上、明治18年から大正4年までの看

護婦に関する全国的な規則のなかった時代、大正4年から昭和22年までの看護婦規則の時代、昭和23年から現代までの保健婦助産婦看護婦法の時代の3期に区分して考えることができる。このうちの第1期の看護婦養成に関しては、明治10年代後半にアメリカの女性プロテスタント宣教師の関与でわが国で先駆的な看護婦養成を行った3養成施設に関する研究³⁾があり、また明治30年代には地方の郡や市・町で伝染病対策としての速成看護婦養成所や大日本私立衛生会による養成に関する研究はみられる⁴⁾が、その中間に位置する明治20年代に関する看護婦養成の実態は個別史の段階に留まり、明治20年代という一つの時代の区切りのなかで総合的にその意義をとらえた研究はなされていない。

本稿ではこのような明治20年代の看護婦養成施設を調査し、分析を試みることで明治20年代の看

(所 属)

1) 山梨県立看護大学

(専攻分野)

成人看護学

看護婦養成のわが国の看護婦養成史上における意義について考察を行うものである。

2. 研究方法

明治20年代における全国の看護婦養成施設を調査するための二次資料として、『近代日本看護総合年表』⁵⁾を用いた。『近代日本看護総合年表』は日本看護協会の編集で1868年(明治元年)から1994年(平成6)年までの看護に関する事項が記載されている。そこには明治20代の看護婦養成に関して13の事項があげられている。

この年表に記載されている事項の出典となっている元文献を調べ、それに加えて、明治時代の養成が載っている医師会史、医科大学史、日本赤十字社関係史、看護学校史、病院史、医学関係雑誌、婦人雑誌、地方看護史、看護協会地方支部史、地方市史、地方女性史などを調査し、明治20年代の看護婦養成に関する記載のあった資料を年代順に整理し「明治20年代の看護婦養成所」を作成した(表1)。本研究では講習会レベルのものも看護婦養成の初期のかたちを知るうえで意義のあるものとし取り上げている。

3. 明治20年代の看護婦養成の実態

(1) 養成施設の設置主体の特徴と養成の実態

1) 日本赤十字社

日本赤十字社の前身である博愛社は西南戦争のさなかの明治10年5月1日に創立した。西南戦争の惨状を知った元老院議員の佐野常民と大給恒は、1863年にヨーロッパで誕生した赤十字の組織や、その翌年に12カ国間で調印されたジュネーブ条約(赤十字条約)について知識をもっており、敵味方の別なく傷病者を救護する組織として博愛社の創設に着手し征討総督の有栖川宮熾仁親王から設立許可を得て救護活動を開始した。8月には政府の許可を得て9月に戦いが終わった後も恒久施設として存続することになった⁶⁾。

博愛社は明治14年に新社則を定め、戦争の犠牲者の救護を目的とし、平時には有事のための準備として救護員の養成をめざした。明治19年6月5日に日本政府はジュネーブ条約に加盟し、11月15

日には条約加盟の勅令が公布された。11月17日には新病院が開院し、明治20年には赤十字社一國一社の原則により博愛社は日本赤十字社と社名を改称した。初代社長に佐野常民、副社長には大給恒、初代病院長には橋本綱常が就任した。

病院長の橋本綱常は開院後すぐには看護婦の養成をせず、養成にあたる若い医員を指導していた。明治10年代後半に開設された他の養成施設では外国人教師を招いていたので、日本赤十字社でもドイツから教師を招く計画をたてたが、実現しなかったことも養成開始が遅れた一因である。明治22年6月14日「日本赤十字社看護婦養成規則」が制定された。その第一条には「卒業後戦時ニ於テ患者ヲ看護セシムル用ニ供ス」と目的が明記されている。規則に定めた修学年限は1年半で、卒業後2年間病院の看護業務に服し、のち20年間は国家有事の際本社の召募に応ずることとしている。生徒の採用資格は、年齢20～30歳、身体強壯で性質温厚な者、従来履歴品行が正しい者、ふつうの文字を読み、仮名混じり文を作り、算術の心得がある者という条件があげられている。明治23年2月に最初の入学試験を行い応募者25名のなかから10名を合格者とした。第1回生の入学から半年後の明治23年10月に第2回生9名が入学したが、4名は京都(2名)・広島・愛媛の各支部からの委託生であった。この最初の支部生徒は、卒業後に支部において養成する看護婦の模範となるために各支部から選出された人たちである。

明治24年濃尾大地震が発生し、最初の救護活動を行った。明治26年養成規則の一部を改正し、養成の目的に天災の傷病者救護を加え、戦時救護と災害救護を並立させた。生徒候補生の制度を定め、2カ月以上病院勤務を経た後に本試験をして、看護婦生徒に採用することとした。生徒の入学資格は高等小学校卒業または同等の学力ある者とし、学力程度を明示した。修業年限を3年半とし、支部生も同様となった。明治27年日清戦争が勃発し救護班は戦時救護を行った。

明治20年代に看護婦養成を行った日本赤十字社関連の養成は、表1から本社による養成の他に支部による養成を加えると35カ所で行われている。

表 1 明治20年代の看護婦養成

明治20.	10	医科大学第一医院看護法講習（東京）
22.	11	函館病院看護婦講習会（北海道）
22.	11	岡山産婆看護婦養成所（岡山）
23.	4	日本赤十字社救護看護婦養成所（東京）
24		明治産婆看病学校（東京）
24		東京府巣鴨病院（東京）
25		安生堂産院（東京）
25		市立静岡病院看病婦養成所（静岡）
26.	2	日赤広島支部看護婦養成（広島）
26.	4	京華看病婦学校（京都）
26.	6	日赤大阪支部看護婦養成（大阪）
26.	8	日赤長崎支部速成看護婦養成（長崎）
26.	11	日赤京都支部看護婦養成（京都）
26		順天堂医院（東京）
26		中頸城郡立高田病院付属産婆看護婦養成所（新潟）
27.	2	日赤愛媛県支部養成所（愛媛）
27.	4	私立知命堂病院付属産婆看護婦養成所（新潟）
27		愛知医学校看護婦養成所（愛知）
28.	2	日赤富山支部看護婦養成（富山）
28.	4	日赤徳島支部看護婦養成（徳島）
28.	7	日赤奈良支部看護婦養成（奈良）
27-28		日赤兵庫支部速成看護婦養成（兵庫）
27-28		日赤新潟支部速成看護婦養成（新潟）
27-28		日赤群馬支部速成看護婦養成（群馬）
27-28		日赤愛知支部速成看護婦養成（愛知）
27-28		日赤長野支部速成看護婦養成（長野）
27-28		日赤宮城支部速成看護婦養成（宮城）
27-28		日赤福島支部速成看護婦養成（福島）
27-28		日赤石川支部速成看護婦養成（石川）
27-28		日赤島根支部速成看護婦養成（島根）
27-28		日赤徳島支部速成看護婦養成（徳島）
27-28		日赤香川支部速成看護婦養成（香川）
27-28		日赤愛媛支部速成看護婦養成（愛媛）
27-28		日赤高知支部速成看護婦養成（高知）
27-28		日赤福岡支部速成看護婦養成（福岡）
27-28		日赤熊本支部速成看護婦養成（熊本）
27-28		日赤山口支部速成看護婦養成（山口）
27-28		日赤鹿児島県支部（鹿児島）
27-28		日赤岡山支部、岡山産婆看護婦養成所に委託（岡山）
28		衛生組長の渡部廣晉、自宅に看護婦養成所開設（秋田）
28		博愛看護婦会（東京）
28		中央看護婦会（東京）
28		私立病院好生館看護婦養成（愛知）
28		滋賀県甲賀郡看護婦講習会（滋賀）
29.	4	日赤和歌山支部看護婦養成（和歌山）
29.	10	日赤三重県支部看護婦養成（三重）
29.	10	日赤大阪支部看護婦養成所（大阪）
29		日赤北海道支部旭川赤十字看護婦養成所（北海道）
29		日赤青森支部看護婦養成（青森）
29		日赤秋田支部救護看護婦養成（秋田）
29		栃木県立病院赤十字看護婦養成所（栃木）
29		日赤埼玉県支部養成開始（埼玉）
29		東京看護婦講習所（東京）
29		東京市養育院（東京）
29		新潟市立病院（新潟）
29		療病院付属看護婦教習所開設（京都）
29		大日本私立衛生会神戸支会付属速成看護婦養成所（兵庫）

これらの支部養成は日本赤十字社が発行している同社の看護婦養成に関する資料である『看護婦養成資料稿』によると日清戦争を境に「明治27,28年戦役以前における支部看護婦養成の実況」として広島、大阪、京都、愛媛、富山、徳島、奈良の7つの支部で養成が行われ、修業期間は京都（10カ月）を除いて1カ年であった。また「明治27,28年の戦役中に於ける速成看護婦の養成」として長野、熊本、福島、兵庫、新潟、群馬、愛知、宮城、石川、島根、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、山口の16支部と鹿児島委員部があげられ、修学期は3カ月から1年以内であること、岡山支部は岡山産婆看護婦養成所に委託養成していること、長崎支部は明治26年から速成養成を開始していること、が記述されている。⁷⁾ このことから日赤では19の県で短期養成をしていることがわかる。これらの支部養成は地方支部の費用で地方の公私立病院に委託養成された。明治29年には北海道、和歌山、三重、青森、秋田、栃木、埼玉の7つの支部による養成が行われている⁸⁾。

2) 医科大学・医学校

明治政府が西洋医学を採用するに伴い各地で医学校が設立された。明治15年には医学校通則が定められ医学校は甲種医学校と乙種医学校の2種類とされた。医学校の数は明治17年には公立で30校、私立2校となった。しかし、明治20年に発令された勅令第48号の「府県立医学校ノ費用ハ明治二一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ズ」という財政上の理由から公立医学校の数は3校に減じた⁹⁾。これらの医育機関には付属病院が設けられ、その看護職員養成のために養成所が付設された。

医科大学付属病院による看護婦養成は明治20年の帝国大学医科大学第一病院による看病法講習が最初である。帝国大学医科大学第一病院では明治20年「看病婦見習規則」を設け同年10月から1年間、英国人アグネス・ベッチ (Agnes Vetch) を「看病法講義及び看病術実地訓練囑託」の外国人教師として雇用した。明治21年10月院内の看病婦15名、付添看病婦7名、桜井女学校の看病婦見習

生6名の計28名が試験を受け講習修了証明書を交付されている。明治22年5月から10月までの5カ月間、第一病院の看病婦の要望で看病法の講義が行われた。講師は馬島永徳と瀬尾原始であった。明治22年10月には修業年限1年の看病法講習科が始まった。第1回の講習生は28名で、年齢は17歳から35歳までで生徒には作法見習いをしていた者、家庭で漢学を学ぶ者、私塾や女学校を卒業した者、高等師範を卒業した教師、看病婦、産婆、医学を学んできた者とさまざまな人々がいた¹⁰⁾。

医育機関に関連した養成所の2番目として、明治27年に愛知県令第46号をもって県立の愛知医学校に設立された産婆養成所と看護婦養成所があり、それぞれの規則が設けられている。7月9日に産婆科授業主任に医学校教諭柴田耕一、看護科授業主任に同教諭小島浦三郎が任命された。看護婦養成所は県下で最初の施設であり、満20歳以上を対象に1年間であった¹¹⁾。京都府療病院は明治5年に開設し明治12年に京都府医学校が付設されている。同病院には明治22年に産婆教習所が設置され、明治26年には日本赤十字社京都支部の看護婦養成を委託されている。明治29年4月に付属看護婦教習所が設置された¹²⁾。

医学校関連の養成所として岡山産婆看護婦養成所がある。この養成所は、明治20年4月30日に帝国大学医科大学医学科を卒業し、明治21年3月に帝国大学助手、同年6月には第一病院勤務となった瀬尾原始が中心となって始めたものである。瀬尾は明治22年10月1日付で岡山第三高等学校医学部¹³⁾ 教諭に着任、同時に岡山県病院外科医長も兼任していた。瀬尾は岡山でも産婆看護婦の養成所設立を急務と考え、医学部長菅之芳とともに発起人となり同年11月には修業年限1ケ年の岡山産婆看護婦養成所を開設した¹⁴⁾。岡山第三高等学校医学部の医師たちが中心となって運営しているが養成所は私立である。

3) 公立病院

明治8年衛生行政が文部省から内務省に移され、その中に衛生局が置かれ、各府県には衛生課が設置された。明治12年には衛生行政の補翼機関

として中央衛生会と地方衛生会が設置され、町村には町村衛生委員会が置かれた。明治21年には市、町村制の公布、23年の府県及び郡制が公布された。明治10年ごろまでの公立病院は医学教育・医術訓練の役割を担うと同時に施療機関としての役割も担っていた。しかし、西洋医が育成され、開業医が輩出するにしたがって次第に施療の面が弱まり、中等階層以上の代表的医療機関に移移していった¹⁵⁾。このような公立病院の養成所として、庁立函館病院、東京府巢鴨病院、市立静岡病院、中頸城郡立高田病院、市立新潟病院、東京市養育院がある。また地方の郡による講習会として滋賀県甲賀郡看護婦講習会がある。

函館病院は旧幕時代から続く病院で、一時は医学校も付設されたこともある。明治19年には庁立函館病院となった。この函館病院で明治22年11月に看病婦講習会及び産婆講習所が開かれた。その後継続されたかどうかの記録は残っていないが明治38年の病院の再興とともに看護婦講習所も開設されている¹⁶⁾。

東京府巢鴨病院は明治12年に創設された東京府癲狂病院が明治19年新築移転に伴い改称された精神病院である。明治12年の看護人は全員男子で特別な教育を受けることもなく患者に食事を与えることを主務としていた。明治14年に看護婦2名が採用されたが雑役夫と同様の仕事をしていた。明治21年頃から看護の改善がはかられ、明治24年には最初の試みとして看護婦及び看護人に対して講習会を開き、看護教育を実施するようになった。内容は精神病を含む看護学全般を週2回1時間ずつ講義し、1カ月で修了するものであった¹⁷⁾。

市立静岡病院は明治2年に創設された藩立駿府(のち静岡)病院を起源とする。明治15年郡立病院となるが、明治22年4月に静岡市制施行とともに市立静岡病院となった。明治25年の『中外医事新報』(297号)に市立静岡病院の看病婦養成所の記事がでていいる。それによると静岡市会の議決を経て同院内に養成所を設置したとあり、その規則を載せている。対象者は静岡市在住の婦女で年齢18~40歳以下、修業期間は6カ月で前期3カ月が学説で後期3カ月が実地である。入学試験はある

が尋常小学校卒業の免状所持者は免除されている。授業時間は日曜大祭日を除き、毎日午後1時から2時半までである。科目と講師は、実地看病法演習山田れい、解剖学大意吉田兵吉、生理学大意森和十郎、器械学大意野村玉次郎、包帯学大意同看病学附修身学江馬賤男となっている¹⁸⁾。

新潟県内の公立病院の一つである中頸城郡立高田病院は明治26年から産婆と看護婦の養成教育を開始した。その目的は同病院と高田市内における病院看護婦の充実で、明治29年ほぼ目的を達し一時廃止されたが、伝染病の流行に伴い明治32年に復活した¹⁹⁾。市立新潟病院は明治9年の県立新潟病院を起源とする。明治12年には県立新潟医学校付属病院となるが明治21年に医学校は廃止となり、明治22年に市制施行とともに市立新潟病院と改称された。外来入院患者が増加し看護要員増加の必要にせまられ、明治29年からは同病院所要の看護婦を病院内で養成することとなった²⁰⁾。

東京市養育院は明治5年に本郷加賀藩邸跡に設けられた東京府の浮浪者の收容所を起源とする。その後数回移転を繰り返し明治23年には東京市養育院となり、明治29年には大塚に新築移転している。養育院の收容者には罹病者が多く家族や付き添い人がいないため一般の病院勤務の看護婦とは対象、職務の内容がまったく異なっている。そのため院長の渋沢栄一は東京市参事会の許可を得て院内で明治29年より看護法講習を開始した。修業年限は1年である²¹⁾。

滋賀県甲賀郡看護婦講習会は伝染病看護の講習会で明治28年に実施された。講習期間は1カ月である。この講習会で伝染病看護法の講師を担当したのは、京都看病婦学校の7回生田中定である。講習の内容は『赤痢虎列刺看護法』という冊子にまとめられ、滋賀県甲賀郡看護婦講習会から発刊されている²²⁾。滋賀県の伝染病看護のための看護婦養成はまず完全なもので各地も模範とするようにと内務省からも注目されている。

4) 私立病院

わが国の病院は、明治初期、ドイツ医学の早期移植と富国強兵政策の路線に沿って、官立公立の

病院を中心にその建設がすすめられてきた。ところが財政の逼迫の影響や医療政策の転換によって明治20年の勅令第48号を契機に官立公立の病院が衰微し、これにかわって自由開業制のもとで、私立病院が次第に隆盛をきわめるようになってきた²³⁾。

開業医とは、個人で医院・病院を経営して診療にあたっている医師のことをいう²⁴⁾。わが国の医療制度の根本方針を確立したのが明治7年に制定された医制である。その中の医師に関する規定として、医師の開業許可制をとり免状を与え開業を許可することとし、また従来開業の者は履歴をみて仮免状を授け、医制発布後10年間に開業を請う者に対しては試験を行って免許することが定められた。医師の開業試験制度は明治12年の医師試験規則、明治16年の医師免許規則、医術開業試験規則で確立されたが、官立及び府県立医学校卒業者は無試験で免状が授与された²⁵⁾。開業医制の特徴は、自由に医業経営を開業できること、営利性をもつことにあり、開業医は医院・病院で働く看護婦を自前で養成した。

わが国の医療施設に対する行政は地方機関に委ねられ、病院と診療所の規定も道府県の条例や規則で定められていたので、両者の規定は道府県によって一定しておらず、明確とはなっていなかった。明治24年の東京府の「私立病院並ニ産院設立規則」では患者または産婦を10人以上入院せしめる施設を病院と規定し、それに該当しないものを診療所と定めていた。病院ではそこで働く看護職員を自前で養成するために看護婦養成所が設けられた。明治20年代に私立病院・医院で看護婦養成を行っていたのは、東京では順天堂医院・安生堂産院、新潟では私立知命堂病院、名古屋では私立病院好生館などがある。

順天堂医院では、明治26年から看護婦の院内教育が始まっていた。その後も院内教育が続く予定であったが、明治27年の日清戦争に院長佐藤進が従軍し、戦争終了後の明治29年に正式な看護婦養成所が発足した。明治29年15名の募集に対して7名の入学生であった。修業期間は3カ月、義務年限は5年であった²⁶⁾。

知命堂病院附属産婆看護婦養成所は、明治27年に新潟県高田町の私立知命堂病院に設けられた県内で最初の私立の養成所である。院長は瀬尾原始で彼は帝国大学医科大学第一医院、岡山産婆看護婦養成所で看護婦養成に尽力した人物である。瀬尾は養父瀬尾玄弘の創設した知命堂病院の院長になるように説得されて、明治24年10月22日に郷里に帰省した。婦長は当時キリスト教系の高田女学校の舎監兼宣教師として赴任していた桜井女学校看護婦養成所の1回生の大関和である²⁷⁾。

私立病院好生館は陸軍軍医監横井信之が明治12年に名古屋市に創立した大規模な病院である。2代目院長北川乙治郎の時代の明治28年に看護婦養成を開始した²⁸⁾。安生堂産院は東京市本所区横網町の産院である。赤十字社と大学病院による看護婦養成だけでは不十分であるため私立病院でも養成すべしとの国手の注意があり、看護婦養成の一科を設け6カ月卒業のうえ、諸方の求めに応じてこれを差し出すことにせり、と明治25年の『婦女雑誌』(24号)の彙報に載っている²⁹⁾。

5) 派出看護婦会

派出看護とは、病人との個人契約のもとに看護婦が病人のいる家庭や病院に出向いて病人に付き添って看護することをいう。派出看護婦は看護婦会に所属し、会長は患家から派出の依頼を受けると会員である派出看護婦をそこに派遣した。わが国で最初の派出看護婦会は桜井女学校看護婦養成所を卒業し、その後帝国大学医科大学附属医院に勤務した鈴木雅によって明治24年に創設された慈善看護婦会である³⁰⁾。派出看護婦会では会で働く看護婦を独自に養成した。明治20年代にはまだ看護婦の資格基準も認定規定もまったくなかったので、派出看護婦会による養成は看護婦会によってかなり差のあるものとなった。これらの派出看護婦会による養成として明治20年代に養成を行ったものには明治産婆看病学校、博愛看護婦会、中央看護婦会、東京看護婦講習所などがある。

「明治産婆看病学校」の名称は明治23年の『婦人衛生会雑誌』(第14号)に載っている。同校は東京市日本橋区濱町に移転し明治24年10月の同誌

(第27号)に学校規程を載せている。看病学の修業年限は1年である。この学校に関する詳細は不明であるが、明治26年の東京日日新聞(4.27)に「明治看護婦協会」の記事が載っている。それによると有志の発案で麹町区飯田町に同会を設け、医科大学の看護科を卒業した者、各病院において看護に熟練した者および同会付属看護婦練習所を卒業した者を各病家の求めに応じて派出し親切に看護を為さしむる、とあり、この会の養成所ではないかと推定される³¹⁾。

明治28年の『婦人新報』の職業案内には派出看護婦会による養成として東京市内の「博愛看護婦会」と「中央看護婦会」のものが載っている。「博愛看護婦会」は修学期は2年で前期・後期に分かれ月謝は前期50銭、後期は無月謝であるが、学業中でも実地修業のため病者看護に従事することがあるとしている³²⁾。「中央看護婦会」の修学期は6カ月で、年齢は16歳から30歳まで、束脩1円、月謝3円寄宿生は寄宿料2円50銭となっている³³⁾。「東京看護婦講習所」は明治29年に鈴木雅が開設したものである。受講資格は20歳から40歳までで、修業年限は3年で1年目は学説であとの2年は研究期間として病院や家庭に派出させながら指導した³⁴⁾。

看護婦会がすべて雑誌に載るような養成所をもっていたわけではない。小さな会では会長が会員の教養を担当していた。このような看護婦会の数は明治32年には東京市内で58あった。派出看護婦会は私的な営業であるため、看護婦会によっては十分な訓練を受けていない看護婦を派出し、後に社会問題となってゆく³⁵⁾。

6) 大日本私立衛生会

大日本私立衛生会は、明治16年に結成され、明治期を通して衛生知識の普及と衛生問題の解決にとりくんだ団体である。初代会長は博愛社(後の日本赤十字社)を創設した佐野常民があたり、会員には当時の衛生行政や医学教育界のリーダーが名をつらねていた。また地方支会は県あるいは郡市レベルで組織され、医師のみならず広く一般からの参加を求めた。結成の翌年には5000人近い会

員が集まった。30年代前半には地方支会の数は85にもなっている。地方支会は毎月例会をもち、雑誌を発行し、また幻灯会や通俗衛生の演説会を繰り返して、衛生知識の普及につとめるとともに、伝染病発生時に直接消毒や各種の処置をする衛生事務員への講習も行っている。そして明治20年代末から30年代前半にかけての全国的な赤痢流行に対して、地方支会の多くが伝染病看護に従事する看護婦の養成を行った³⁶⁾。

大日本私立衛生会で最初に看護婦の養成を行ったのは神戸支会で、明治28年の第3回総会で本会副会長と専斉を招き、伝染病予防、避病院構造、看護婦養成法に関する演説を聞き、その後速成看護婦養成所設立の件を討議し、委員7名を選定し精査して再び次年度の総会に提出するように議決している。速成看護婦養成所は明治29年10月から4カ月の養成を開始している³⁷⁾。明治20年代に養成を行ったのは神戸支会だけで、明治30年代には全国の多くの地方支会で行われるようになっていく³⁸⁾。

『大日本私立衛生会雑誌』の明治44年の秋田県通信に衛生功労者奨励の行賞の記事がでていいる。それによると秋田市第三区衛生組長の渡辺廣晋は、看護婦の養成、衛生知識の普及、伝染病の予防において功績があり、内務大臣より表彰を受けた。このうち看護婦の養成に関する功績としては、伝染病の流行に伴い看護婦の必要を認め、時の公立秋田病院長と謀り有志の賛助を得て明治28年9月に自宅に看護婦養成所を開設し、翌29年3月70名の卒業生を出した。以来数回自宅に速成看護婦養成所を開設して伝染病患者の看護及び消毒法の一部を講習し、各地に派遣し臨時の急に応ぜしめ、百数十名の卒業生を出した。養成所に関する経費は授業料は生徒一人1カ月5銭とし、講師には篤志の医師を囑託し、有志者の寄付金もあったが諸設備費は本人が自弁したという³⁹⁾。

7) 仏教系養成所

仏教系の養成所として「京華看病婦学校」がある。京華看病婦学校の開設は明治26年4月15日で設置主体は真宗法話会である。養成の目的は四恩

を奉ずること、二諦の教義に宿縁を尋ねることで、技術は国手の命令に従い精神は常に仏陀の感化に習うこと、となっている。貸費生と自費生、通常通学生、特志通学生があり、通常通学生、特志通学生以外は17～35歳までの未婚者か寡婦であった。講師は医師2名が担当し、修業年限は1年で2学期制である。第1回卒業生として26名がでている。明治29年まで存在している⁴⁰⁾。

(2) 府県別養成施設数

表1より明治20年代の府県別の養成施設数は、57カ所となっている。さらに養成所を府県別に見ると、北海道2、青森県1、宮城県1、秋田県2、福島県1、栃木県1、埼玉県2、東京府10、新潟県4、富山県1、石川県1、福井県、長野県1、静岡県1、愛知県3、三重県1、滋賀県1、京都府3、大阪府2、兵庫県2、奈良県1、和歌山県1、鳥取県、島根県1、岡山県2、広島県1、山口県1、徳島県2、香川県1、愛媛県2、高知県1、福岡県1、長崎県1、熊本県1、鹿児島県1と35府県にわたっている。そのなかでも東京府、新潟県、愛知県、京都府などがやや多くなっている。

4. 明治20年代における看護婦養成の意義に関する考察

明治20年代の全国の看護婦養成所数を調査した結果、全国の57カ所で養成が行われていることがわかった。それらの養成の意義について、1. 看護婦養成の必要性、2. 養成主体の特徴、3. 教育の形態・内容の3つの側面から考察する。

(1) 看護婦養成の必要性

明治20年代は日本赤十字社という国家の富国強兵政策の一つのプロジェクトが日本の看護婦養成の中心的機関として定着していく時期に相当する。特に明治27年の日清戦争の影響は大きく、この戦争を契機に支部養成が行われ組織的養成が全国に拡大していく。

また明治20年代は公立病院や私立病院という西洋式病院が増加する時期である。その数が増える

のに伴い、そこで働く職員としての看護婦に対する自前養成が拡大していくようになる。さらに明治20年代には各地で伝染病が流行しており、明治30年には伝染病予防法が発令され、伝染病対策は市町村の責任とされた。当時は伝染病に対する医療といっても決め手となるものはなく、よくて自然治癒にまつという状況だったので病人の予後・運命を決したのは看護いかんだったといってもよい状況にあり⁴¹⁾、そのため伝染病対策としての看護婦が必要とされた。明治20年代後半には地方の郡や大日本私立衛生会の地方支会の一部が看護婦講習会や看護婦養成を行うようになったが全国的にみた場合にはまだ数は少ない。このような病院の増加や伝染病の流行に伴い、病院や患家に看護婦を派出する派出看護婦会もまた数が増えてゆく。

(2) 養成主体の特徴

日本赤十字社は戦時救護を目的に設立され、明治23年4月から本社病院で看護婦養成を開始した。日本赤十字社は皇室の保護を受け皇族をその総裁とすること、社長・副社長・院長の就任は勅許を得る必要があること、宮内・陸・海軍三省の監督を受けること、などが定められ皇室と軍部と発足から深いつながりをもち、官立に近い性格をもっていたが、運営の資金は社員の拠出する社費であることから民間的要素も併せ持つ。日清戦争の救護活動は社会の注目を集め、日赤の社員数は明治26年の45,317人から27年には117,022人に、28年には182,414人へと急激に増加した⁴²⁾。

このような日本赤十字社のもつ特徴として、セント・ルイス博覧会(1904)での日本側の日赤に関する報告をもとに論文を発表したマックファーソン(W.G. Macpherson)中佐は、ヨーロッパで草の根的民間慈善団体の活動として始まった赤十字の活動が、日本では中央集権的に高度に組織化され、他の民間団体の活動を許さず、これを中央執行部が活動効果を高めるため重要だと考えている点を指摘している⁴³⁾。また日本は赤十字看護婦養成を決定した1869年の第2回赤十字国際会議におけるベルリン決議を最も早く実行した国の一つ

であり⁴⁴⁾、国際看護婦協会名誉書記のラビニア・ドッグは『世界看護史』という著書のなかで、日本ほど赤十字事業が高度に発達している国はない、と述べている⁴⁵⁾。これらのことからわが国においては日本型の赤十字による看護婦養成が特徴的であることがわかる。

明治20年代における医科大学は帝国大学医科大学1つしかなかったこともあり、同大学第一医院によるものが唯一の養成である。明治維新後相次いで設立された官公立病院はその設立の当初は、一般市民をはじめ、貧困階層の医療をも担当することをその使命としていた。また明治7年に発布された「医制」の第19条には「官費ノ病院ハ医学校ニ属スルモノニ限ルベシ」との規定から、明治10年代の官公立病院は必ずといってよいほど医学校に併設するという医学校兼病院という形をとっていた。当時の官公立病院は医療内容・設備などにおいてその地方における代表的な医療機関であり、診療に従事する医師も外国医か西洋医術を修得した医師であったため自然と有産階級の患者が集まり貧民の施療は不十分となっていった。その結果各地の官公立病院は一般開業医となら変わる事のない経営を行うようになる。

明治20年の勅令第48号の発令で、明治21年度以降は府県立医学校は公費をもって運営できなくなり、新設はおろか既設の医学校さえ民間に移管されたり廃校せざるをえない状況になった。多くの公立病院が廃止されたり、民間に移管されたりと、明治20年を境にして公立病院が廃れていく。公立の医学校で残ったのは財政的に比較的ゆとりのあった京都・大阪・愛知の3つの府県の公立甲種医学校だけで、このうち愛知、京都では看護婦養成が行われている。

明治20年代に看護婦養成を開始した帝国大学医科大学や日本赤十字社は明治10年代の私立の養成が英米系医学に関連していたのに対し、ドイツの医学を模範としている。国家の方針として採用したドイツ医学に基づくものであり、そこで行われる看護婦の養成もドイツの方式に少なからず影響を受けることになる⁴⁶⁾。日本の医師たちは良い看護の重要性が公表された英国のナイチンゲールの

実例を知っていたが、また、彼らはドイツで訓練を受け開拓的なドイツ人の努力も知っていた。外国での研究期間を通じて彼らは良く訓練されたドイツ人看護婦のサポートをすでに享受していた⁴⁷⁾。日本の医学が西洋の線にそって進歩するために彼らは日本でも同様のものをつくらなければならなかったわけだが、そのときに彼らは自分が訓練を受けたドイツを参考にした。

私立病院は明治11年以降次第に増加の傾向を示し、明治21年になると、官公立病院は225病院、私立は339病院となり、私立病院は官公立病院を上回るようになり、この傾向は明治末期まで続く⁴⁸⁾。私立病院増加の契機となったのは明治20年の勅令第48号であった。公立病院の財政的整理は私立病院設立を助成する結果をもたらした。ちょうどこの時期は、財政的理由から政府の手で多くの基幹産業が、官営から民間に払い下げられた松方財政の時期とほぼ合致している。

派出看護婦会による養成はレベルの差が大きく、また所属する看護婦にも十分な教育を受けていないものが派出したりと社会問題化していき、法律による取締りが望まれるようになっていった。明治10年代の先駆的なキリスト教系の看護婦養成に対抗するように、明治20年代には日本古来の宗教である仏教も看護婦養成を試みる。しかし経済的な基盤が十分でなかったこと、病院がなかったことなどから衰微に向かう⁴⁹⁾。

以上のことから看護婦養成の主体は、官立的な性格をもつ日本赤十字社が優性でついで私立系病院が続き公立系病院は劣性になっていくのが明治20年代の特徴であることがわかる。

(3) 教育の形態・内容

1) 学校法規上の位置づけ

明治20年代の看護婦養成施設の学校法規上の位置づけは各種学校である。この時代の各種学校の法的な根拠として明治19年4月に勅令第16号として発令された「諸学校通則」がある。各種学校に対しては師範学校以外のすべての学校に通用されるこの規則が設置、廃止の認可の根拠となっている。京都府学事年報の明治29年付録公私立諸学校

表には、明治26年に設立された京華看病婦学校が私立学校として明記されている。

明治20年代には庁立函館病院や巢鴨病院などのように院内の講習会レベルのものもあり、養成所としての枠組みをとらないものもみられる。滋賀県甲賀郡の伝染病対策も看護講習会である。これらの養成は1カ月と短期に行われている。これらは学校としての形態をとらない養成であるが、病院による養成は後年養成所に発展している。

2) 修業期間と教育担当者

日本赤十字社による3年間の系統的な看護婦養成プログラムは、赤十字による養成ではアジアでは最初の試みであった⁵⁰⁾。支部では委託生の学業修了を待って看護婦養成を開始した。明治27年に日清戦争が勃発すると各支部の看護婦も救護に出勤することとなり、人員補充のため3月から1年の速成看護婦が養成された。支部の養成方法が一定したのは日清戦争の終結後の明治29年5月で「日本赤十字社地方支部看護婦養成規則」が制定され、支部の修業年限は2年、義務誓約年限は15年と規定された。支部生徒の修業年限の関係で本部生徒の修業年限は3年に改められた⁵¹⁾。教育は医師が担当した。

公立病院では6月から1年の修業期間である。私立病院では3月から6か月となっている。派出看護婦会では6月から2年と幅がある。大日本私立衛生会の地方支部による養成では4～6カ月の修業期間である。帝国大学医科大学では英国より外国人看護教師を雇用し養成を開始したが1年限りで、その後は医師が教育を担当した。看護教師が解雇された理由は、一説によれば教育内容が医師でも教えられるものであったためといわれる。これは看護学が独自のものではなく医学の亜流ととらえられたためである⁵²⁾。愛知医学校や岡山産婆看護婦学校でも医師が教育を担当している。それ以外の養成所でもほとんど医師が講師となっているが、市立静岡病院や滋賀県甲賀郡の看護婦講習会、派出看護婦会では看護婦が講師となっている。

3) 年齢と基礎学歴

日本赤十字社では当初20～30歳の年齢にあるものを対象とした。医科大学では17～35歳まで、愛知医学校では20歳以上、公立病院では18～40歳以下、派出看護婦会では16～30歳、20歳から40歳となっている。京華看病婦学校では17～35歳までとなっている。私立病院や大日本私立衛生会では規定されていない。

日本赤十字社では明治26年の養成規則で養成所入学者の基礎学歴を「高等小学校卒」とし、わが国で初めての看護婦養成所入学資格となった。高等小学校が制度化されたのは明治19年の小学校令で、4年制の義務教育機関である尋常科の上の高等科をなすものとされた。明治23年の第2次小学校令では、2年制、3年制、4年制の3種類が認められた。発足期の高等小学校は設立が厳しく制限された特殊な性格の学校で、教育内容も中学校に近い内容をもつものもあった。生徒の出身階層は地域の上層階層にほぼ限られていた⁵³⁾。市立静岡病院では入学試験はあるが尋常小学校卒業の免状所持者は免除されており、このことから養成所の基礎学歴として尋常小学校卒業程度の者を対象としていることがわかる。養成所の入学者の学歴を規定しているものは少ない。

4) 養成施設の全国への拡大と身分に関する法的整備の必要性

明治20年代はこれまでおもに大都市に限られていた養成施設が全国に拡大していく時期である。特に明治27年の日清戦争による日本赤十字社の支部養成の拡大が大きい。それ以外に西洋式病院の増加や伝染病対策の広がりも関与している。

看護婦の身分に関する明治20年代の公的な唯一の通達として、明治28年には静岡県で看護婦無免許者を取り締まる「看護人免状ナキ者取締ノ件」(明治28年7月28日衛第5771号警察署長・分署長宛)が発令された。これは市町村の伝染病院や隔離病舎で看護人として働く者のなかに看護婦と詐称して働く者がありそれを取り締まるためのものであった⁵⁴⁾。

また民間の営利的団体である派出看護婦会の横

暴が社会問題となり、看護婦の取締りを求める世論が高まり、明治30年代になって法的規制が行われるようになる。明治33年に全国に先駆けて制定された東京府看護婦規則は派出看護婦会の多かった東京府によって発令されたもので派出看護婦の取締りを目的としたものである。

5. 結語

明治20年代は日本赤十字社の看護婦養成が開始され、日清戦争を契機に全国各地に組織的に拡充する時期といえる。日本赤十字社による養成は世界看護史的にみた場合には戦前の日本の看護婦養成の大きな特徴であり、日本型の養成開始ととらえることができる。

明治20年の勅令第48号は、わが国の病院の性格を変える一大契機となった。病院の性格を変えるということは看護婦養成の性格にも大きな変化を引き起こすことになる。明治の初めから10年代を通じて、病院は公立病院を中心に整備がすすめられてきたが、明治21年以降は公立病院が廃れ、営利的民間病院が隆盛し、いわゆる開業医制の黄金時代を現出するようになる。このことは看護婦を必要とする施設も民間の営利的施設が多くなることを意味し、それに伴い看護婦の養成も私立の養成所が多くなっていく。

明治20年代の看護婦養成は戦前のわが国の看護婦養成の特徴となるドイツをモデルとした官立的な日本赤十字社による養成が開始されるとともに、国家の方針として医療は私立病院主体で行う路線が打ち出され、看護婦養成の主体も私立の方向性が示された時代である。また伝染病の流行に伴う看護婦の需要と養成、派出看護婦の増加は行政に看護婦の法的規制の必要性を認識させることになった。

文献及び註

- 1) 看護史のなかで看護婦の教育を内含してとらえているものとして、杉田暉道他『看護史』第6版、医学書院、1999。や亀山美知子『近代日本看護史』（全4巻）、ドメス出版1983～85などがある。また教育学の視点で看護婦の教育をとらえたものとして、鈴木俊作『ナースのための教育学』看護の科学社、1984がある。
- 2) 文部省『学制百年史』（1972）に、看護婦の教育に関する記述は産業教育の各種学校教育の項に少しみられるだけである。
- 3) 平尾真智子：日本における看護婦養成の開始とアメリカ女性宣教師の役割、山梨県立看護大学紀要、1,1999。
- 4) 遠藤恵美子：日本における速成看護婦養成の実態と看護教育史におけるその意義、東京都立医療技術短期大学紀要第1号、pp9-17、1988。
遠藤恵美子：大日本私立衛生会の看護婦養成について—明治30年代前半を中心に、第19回日本看護学会看護総合分科会学会集録、p106-108、1988。
- 5) 日本看護協会出版会編：近代日本看護総合年表第4版、日本看護協会出版会、1995。
- 6) 日本赤十字社の歴史には同社発行の『日本赤十字社史稿』などがある。本稿では同社の看護婦養成の歴史の概略がよくまとめられている日本赤十字社衛生部発行の『日本赤十字社看護婦養成百周年記念誌』p25-31、1992。を主に参考にした。
- 7) 日本赤十字社：看護婦養成資料稿より支部看護婦養成の項、p26-37、1927。北海道支部は篤志看護婦の養成を行い、岡山支部は私立岡山産婆看護婦養成所の卒業生が篤志看護婦となっている。
- 8) 和歌山支部（中央職業紹介事務局『職業婦人調査』）、三重県支部・大阪支部・栃木県支部（厚生省『日本看護制度史年表』）、北海道支部（『日本看護協会北海道支部30年史』）、青森支部（『日本看護協会青森県支部四十周年記念誌』）、秋田支部（『秋田県看護史』）、埼玉県支部（『赤十字埼玉百年史』）参照。
- 9) 菅谷章：日本医療制度史（改訂増補版）、p114、原書房、1978。明治30年には大学が1校、医学専門学校が21校（官立5、公立3、私立13）となった。
- 10) 東京大学医学部附属看護学校45周年記念誌出版委員会：看護教育百八年のあゆみ1887-1995、東京大学医学部附属看護学校、1995。
- 11) 名古屋大学医学部：名古屋大学医学部九十年史、pp88-89、1961。
- 12) 京都府立医科大学：京都府立医科大学百年史、1974。
- 13) 高等学校とは明治19年の中学校令で規定された官立の学校で法科医科工科文理科農業商業の分科を設けることができた。

- 14) 大森誠：岡山県看護事業発達史稿，岡山県看護事業史調査会，1961.
- 15) 菅谷章：9)，p146.
- 16) 市立函館病院：市立函館病院100年史，1964. 市立函館病院要覧（1935）参照。
- 17) 東京都：東京都衛生行政小史，1961.
- 18) 私立静岡病院，中外医事新報，第297号，pp52-53，1892。「私立」となっているが「市立」の誤植と思われる。市立静岡病院については土屋重郎：静岡県の医事と医家伝，戸田書店，1973.参照。
- 19) 蒲原宏：新潟県助産婦看護婦保健婦史，p261，新潟県助産婦看護婦保健婦史刊行会，1967.
- 20) 蒲原宏：19) に同じ，p254.
- 21) 東京都養育院：東京都養育院看護婦養成史，東京都養育院，1972.
- 22) 田中定：赤痢虎列刺病看護法，滋賀県甲賀郡伝染病看護講習会，1895.
- 23) 酒井シヅ：わが国の私立病院の歴史的展望，病院，33,3,1974.
- 24) 川上武：現代日本医療史—開業医制の変遷—，p8，勁草書房，1980.
- 25) 菅谷章：9)，pp58～60.
- 26) 順天堂看護教育100周年記念誌委員会：順天堂看護教育100周年記念誌，1996.
- 27) 森川政一：知命堂病院産婆看護婦養成所史，知命堂病院，1987.
- 28) 名古屋市史（政治編3），名古屋市，1916.
- 29) 彙報，看護婦養成，婦人雑誌，24，pp31-32,1892.
- 30) 看護史研究会：派出看護婦の歴史，pp25-27，勁草書房，1983.
- 31) 明治産婆看病学校，婦人衛生会雑誌，27，1891.
- 32) 職業案内，婦人新報，3，pp22-23，1895.
- 33) 職業案内，婦人新報，3，pp22-23，1895.
- 34) 東京看護婦講習所，風俗画報，増刊，東京名所図会，神田区之部上巻，193（上号），pp40-41,1899.7月
- 35) 看護史研究会：30) に同じ，pp52-57.
- 36) 遠藤恵美子：日本における速成看護婦養成の実態と看護教育史におけるその意義，東京都立医療技術短期大学紀要第1号，p p9-17,1988.
- 37) 大日本私立衛生会支会記事，大日本私立衛生会雑誌，第151号，1895.
- 38) 遠藤恵美子：4) に同じ.
- 39) 秋田県通信，大日本私立衛生会雑誌，第333号，1911.
- 40) 京華看病婦学校，亀山美知子：近代日本看護史Ⅲ（宗教と看護），pp209-215，ドメス出版，1985.
- 41) 川上武：現代日本病人史—病人処遇の変遷—，p146，勁草書房，1982.
- 42) 菅谷章：9) p160.
- 43) 高橋彩，日本の近代化過程における女子労働—明治期における日赤看護婦と「ナイチンゲール精神」，経済研紀要（国士館大学政経学部附属経済研究所）第8巻1号，p111，1996.出典はLieutenant-Colonel Macpherson, W.G.The Organization and Resource of the Red Cross Society of Japan, Journal of the Royal Army Medical Corps.6 (April,1906) p467-478.
- 44) マリオ・エンリケ・ビラロエル・ランダー（国際赤十字・赤新月社連盟会長）：日本赤十字社へのメッセージ，日本赤十字社：6) に同じ，p12.
- 45) ドック：世界看護史，p85，日本赤十字社，1932.
- 46) 平尾真智子・榊原正義：19世紀ドイツ看護教育の状況とわが国看護教育の発展に与えた影響について，看護教育，26,4,1985.
- 47) Checkland,O.:Humanitarianism and the Emperor's Japan,1877-1977.p34,Macmillan,1994.
- 48) 菅谷章：9) に同じ，p110.
- 49) 亀山美知子：40) に同じ，pp209-215.
- 50) Checkland,O.:47) に同じ。p33.
- 51) 日本赤十字社：6) に同じ.
- 52) 亀山美知子：日本における看護教育の歴史，看護MOOK 37,p14,金原出版，1991.
- 53) 高等小学校は1920年以降は全国に普及し中等程度の諸学校に比べると一段低くみられ，差別された学校としての性格を強めた。三羽光彦：高等小学校制度史研究，p3，法律文化社，1993.
- 54) 土屋重郎：静岡県医事衛生史，p113,吉見書店，1978.

An Implication of Nurse Training in Japan in the Meiji 20s from the Perspective of the History of Nursing Education

HIRAO Machiko

Abstract

One hundred and fifteen years have passed since nurse training began in Japan. In the history of nursing education in the Meiji period, there have been many studies of the preliminary development of nurse training in the Meiji 10s and of the expansion of short-term training as a counter measure to infectious disease in the Meiji 30s, but training in the Meiji 20s has not been explored. This study focuses on the development in the Meiji 20s, using historical materials on nurse training.

This investigation reveals that the Japanese Red Cross Society, medical colleges, public hospitals, private hospitals, domiciliary nursing organizations, the Great Japan Private Association of Public Health (Dai nippon shiritsu eiseikai), and Buddhist-supported health care institutions, trained nurses in the Meiji 20s. The Japanese Red Cross Society, which had been founded to organize war relief services, was expanding its training at local branches, particularly after the Sino-Japanese War, and developing its systematic nurse training in this period. The government encouraged the development of medical care centred on private hospitals, while short-term nurse training programme emerged as a counter measure to infectious diseases in the provinces. The foundations of the pre-World War II model of nurse training in Japan were laid in the Meiji 20s, and the Japanese Red Cross Society played a central role in the development.

Key Words : the history of nursing, the history of nursing education